



農業・商工業

農業

➔ 産業課 ☎557-7630

町民農園

健全な余暇の利用と野菜などの栽培を通し、土に親しむ機会の場として、「町民農園」の貸出しをしています。

場所 箱根ヶ崎池廻り地区

貸付区画 1区画30㎡ 145区画

貸し出し期間、利用料金等については産業課までお問い合わせください。

農地転用

農地を売買・賃借する場合や農地を宅地・駐車場・資材置場等の農地以外の目的に使用する場合には、農業委員会へ申請または届出が必要です。また、農地に盛土等をして形状が変わる場合にも、その規模等に応じて許可が必要な場合があるので、農業委員会に相談してください。

農業近代化資金

農家の方が農機具・家畜などを購入するときは、農業近代化資金をご利用ください。町では利子補給を行います。

貸付限度額

構築物造成…400万円

農機具類購入…300万円

家畜購入・種苗購入…200万円

農畜産物直売所 ふれっしゅはうす

➔ ☎557-4564

岩蔵街道沿いにタマネギをイメージした建物、瑞穂町農畜産物直売所「ふれっしゅはうす」があります。町内の約90軒の農家が、毎日収穫した新鮮な野菜などを販売しています。

お気軽にお立ち寄りください。

住所 箱根ヶ崎612-1

販売日 年中無休(年末年始を除く)

販売時間 午前9時～午後5時(11月～3月は午後4時)



商工業

➔ 産業課 ☎557-7633

不用品交換

私たちの身のまわりには使わなくなった生活用品、活用されないままになっている物がいっぱいあります。これらの不用品を有効に再利用するため、町では不用品交換のあっせんを行っています。

品物を譲りたい方、さがしている方は、産業課に連絡してください。不用品の内容は、「広報みずほ」でお知らせしています。

消費生活相談

契約や取引に関するトラブルについての相談、解決のためのアドバイス・情報提供を行っています。一人で悩まず、おかしいなと思ったら、瑞穂町消費生活相談窓口または、東京都消費生活総合センターにご連絡ください。

電話 瑞穂町消費生活相談窓口 ☎557-7633

開設日 毎週火・金曜日

受付時間 午前9時～午後4時(午後0時から1時を除く)

場所 瑞穂町役場庁舎別棟1階 ハローワーク求人情報コーナー横

消費者ホットライン ☎188

東京都消費生活総合センター

消費生活相談・多重債務相談 ☎03-3235-1155

受付時間:午前9時～午後5時

(日・祝日・年末年始はお休みです。)

瑞穂町企業誘致促進事業

当町への新たな企業等の誘致を促進し、地域経済の活性化および雇用機会の創出を図るため、「瑞穂町企業誘致促進条例」を制定しました。

対象企業者(指定企業)の要件

町内に既存の事業所を有しない企業が、所有権または借地権を有する土地に指定業種を営む事業所を新たに設置した企業で、要件をいずれも満たし、町長が認めたものとなります。

・指定業種

製造業、情報通信業、学術・開発研究を行う業種。

奨励制度

・事業所設置奨励金

納付した固定資産税・都市計画税額相当額を3年間交付。(ただし、2年目は3/4、3年目は1/2の交付。)

中小企業振興資金融資制度

中小企業の活性化を図る目的で金融機関を通じて融資が受けられます(受付は商工会)。町では利子補給と信用保証料の補助を行います。

融資限度額

設備資金…2,000万円

運転資金…1,000万円

併用資金…3,000万円

開業資金…2,500万円

計量器(はかり)定期検査

取引または証明に使用される計量器は、法律で2年ごとに検査が必要です。

東京都計量検定所 ☎03-5617-6635

